

厚岸町議会 令和4年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和4年9月16日
午前10時01分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

早速、審査を進めてまいります。

はじめに議案第55号令和4年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページから4 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

8 ページ、9 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

10ページの歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目により進めて参ります。

11款1項1目地方特例交付金。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 14款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 16款国庫補助金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2目民生費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 3目衛生費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 4目農林水産業費国庫補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 17款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目農林水産業費道補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目商工費道補助金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3項委託金、4目農林水産業費委託金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 19款1項寄附金、4目衛生費寄附金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 20款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 21款1項1目繰越金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 22款諸収入、6項雑入、2目過年度収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目雑入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 23款 1 項町債、6 目土木債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 10目臨時財政対策債。
5 番、南谷委員。

●南谷委員 23款 1 項10目臨時財政対策債1,910万円減額補正でお尋ねをさせていただきます。

減額補正の数字が大きかったものですから、説明書類を拝見させていただきました。この内容について、この説明だけでは、ちょっと僕の頭では理解できませんので、改めてお伺いをさせていただきます。

まず、減額確定の要因と判断をさせていただきました。発行可能額が確定に伴う減と説明がありました。この内容でございます。この内容について説明をしていただきたい。

それから、減額確定の要因、その内容なのですから、なるべく詳しく説明をしてください。その分の財源は交付税が関係していると思うのですけれども、この関係についても説明をしていただきたいと思いますし、この今回の措置によって、今年度の交付税はどのようなになるのかも既に算定をされておられると思うのです、7月に来ると。それに基づいての減額と私なりに判断をさせていただいたのですが、この辺の関係について説明をしていただきたい。

さらには、厚岸町にとって今回のこの減額を補正しているのですけれども、影響についても説明をしていただきたい。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、臨時財政対策債1,910万円、こちらの内容でございます。まず、臨時財政対策債ということでございますが、国から地方に交付する普通交付税、本来であれば普通交付税で交付するものが、国のほうもやはり財源不足というところでは、地方と折半をいたしまして、地方もその分、起債を借りて借金をしていただきたいと。その借金に対して翌年度以降、普通交付税措置をするということで、こちら臨時財政対策債は平成13年からこのような対策を国のほうでしているということでございます。

今回の減の1,910万円でございますが、私どもも当初予算、こちらのほう計上する際には、何をもとにして計上するかと言いますと、やはり国の動き、これは国のほうでも地方財政計画、こちらのほうで普通交付税またはこの臨時財政対策債というのを明記しております。その中で、今回この国の財政計画の中では、この臨時財政対策債につま

しては、伸び率は昨年、前年度と比べますと63.1%の減ということでございます。そういった中で、厚岸町に今回、発行額可能ということが5,010万円ということでありますので、昨年から比べますと、厚岸町でいきますと当初予算この63.1%で見込んでおりましたので、昨年在1億8,770万円の発行可能額でありました。これに63.1%、国の見込みの計画を掛けまして、当初予算は6,920万円というような計上をさせていただいております。そして、今回発行可能額が確定したのがこの5,010万円ということで、差し引き1,910万円となったというところでございます。

それと、こちらの要因であります、併せて普通交付税のお話をさせていただきたいと思っております。これは普通交付税と臨時財政対策債のほうは一緒のものでありますので、まず、普通交付税、今回7月の算定終わりました。そういった中で、令和4年度の厚岸町の交付額、こちらのほうが39億1,000万6,000円という数字が決定となったところでございます。これらの交付税でいきますと、昨年から比べますと、前年度比は2.2%の増、金額でいきますと8,491万2,000円の増というところでございます。

そういった中では、こちらのほうも国のほうの計画では3.5%の増でありました。こちら、町といたしましては、厚岸町は2.2%と、これはそれぞれの町村の需要によって交付税は確定いたしますので、そういった中での厚岸町の伸び率は2.2%だということでございます。

そういった中では、交付税、国のほうもこの臨時財政対策債、要は市町村も借金をしております。健全化の報告でもさせていただきましたが、やはりこの起債残高、こちらの起債残高にも臨時財政対策債の借金があります。そういった中では、交付税の残高の占める割合というのは20%ということで、やはり国のほうといたしましても、地方の借金をさせないように、なるべく交付税で出したいというのがこの近年であります。そういった中では、今国のほうも国税収入が伸びているということで、この地方に、普通交付税に回る財源ができたということで、普通交付税が延ばして、今回の場合、厚岸町は2.2%の増になったというところでございます。

町にとっての影響でございます。これらの普通交付税、それと臨時財政対策債とも一般財源でありますので、使途はございません。自由に使えるお金であります、これを二つ足しまして、令和4年度と令和3年度と比較いたしますと、5,268万8,000円の減となります。率にいたしましては、1.3%の減と。これが厚岸町に影響があるかということでございますが、自由に使えるお金が一般財源が確かに5,200万円というのは減るということは、その分影響がないわけではございません。

ただ、これが逆に臨時財政対策債はあくまでも借金です。国のほうといたしましても、次年度以降、100%この臨時財政対策債の償還に対しては措置をするということは言っておりますけれども、実際、普通交付税の交付額というのは基準財政収入額から基準財政需要額差し引いてとなりますので、そういった中では100%参入されているわけではございません。そういった中では、地方が借金しなくても普通交付税でもらえるというところでは、町にとっては逆に長い目で見ますと影響は少ないのかなというところでございます。

●南谷委員 一番最後の部分なのですがけれども、現時点では財源不足を来すけれども、その分、借入しますよね、起債を借りる。その分、交付税措置をされるということだから、確約はないけれども、町にとっては、将来に向かっては、その分、交付税措置がされるので、ある意味、そんなに悲観することではないと理解をしたのですが、よろしいでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

一般財源が使える金額が、やはり5,000万円というのは、正直言ったら大きいことではございます。ただ、その分、借金を減らせる、こちらもやはり考えていかなければならないということではございます。そういった中では、この5,000万円がこれからの、まだ、令和4年度、年度半ばでございます。こういった財政需要が出てくるという部分でもございますが、今回の場合、まず普通交付税が、私たちもまだ当初予算の計上から、この交付額確定したということでは、留保財源まだあります。こういった中では、当初予算と比べますと、この交付額で決定した額でいきますと、4億6,300万円ほどまだ留保が残っていると。これはこれからのいろいろな財政需要で補正計上させていただきますが、5,200万円をカバーできる金額と私たちは捉えております。これからの財政需要も、今見込みを立てているところでございますが、そういった中では、この影響はないものとは、ちょっと大きい声では言えるかどうかは分かりませんが、今の現状で申し上げますと、普通交付税の交付額が確定したということでは、この数字に関しましては影響は少ないのかなと思っているところでございます。

●委員長（室崎委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、16ページ、歳出に入ります。

1款1項1目議会費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目簡易郵便局費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目情報化推進費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 9 目会計管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 10 目企画費。
2 番、石澤委員。

- 石澤委員 今、道路をつくっているのですが、その土砂というか土なのかな、それを尾幌に運んでいるようなのですけれども、それはどのような、ただの仮置きなのか。それとも何か使うために運んでいるのでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今回のこの企画費で載せていただいております、提案説明の中にも書いてありますが、これは高速道路の残土出てきます。これを尾幌の土地をお借りして、そちらのほうに置かせていただくということでございます。

- 委員長（室崎委員） 2 番、石澤委員。

- 石澤委員 仮置きなのか、それとも後で全部片付けるということなのでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 大変申し訳ございません。答弁が不足しておりました。

こちらの残土につきましては、今、尾幌のほうに、これ私有地でございます。そういった中では、今、不動産鑑定をさせていただきまして、この土地をお借りすることになります。この所有者と私たちもお話をいたしまして、町といたしましては、やはり土でございます。そういった中では、土地を町が購入して、そちらにこの高速道路と思っております。ただ、その所有者につきましては、土地のほうはお譲りはすることはできないと。ただ、高速道路で、町のために協力はさせていただきたいということで、土地をお貸しすることはできると。私たちも、この高速道路の土を置く場所、これは130万というような膨大な土が発生するということで、いろいろと町内、そういうところ、町有地も含めてなのですけれども、探しました。いろいろと見て回りました。ただ、そ

ういう膨大な置く場所がないということで、どうしても私有地のほうに置かせてもらわなければならないということで、この尾幌の土地を探し当てまして、所有者とお話をさせていただいたところでございます。そういった中では、釧路開発建設部と私たちも所有者のほうに出向きまして、この土につきましては、土地をお借りして、その土地で自由に使わせていただくと。その土に関しましては、土は高速道路でも切ったり、そして盛ったりいたしますので、その土のほうは基本的には使ったり、その場にそのまま置かなければならないというのを、これは説明いたしまして、本人もそれは了承していただいております。そういった中では、人のやはり所有地をお借りするというところでございますので、今回、そういった中では、これは仮置きではなくて、そのまま置かせていただくということになりますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（室崎委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 10目企画費。
5番、南谷委員。

●南谷委員 2款1項10目企画費ですよね。まちおこし補助金200万円でお尋ねをいたします。まちおこし補助金200万円でございますが、今年の8月6日から7日と、令和5年の2月にイベントの事業費、2回をやると。270万円の事業費への充当ということで200万円の計上になっているのですけれども、先に終わったイベント、役場の前でやったのが幾らで、それから2月のイベントはどのようなイベントをされるのか、いつ頃、何をされるのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

このまちおこし補助金でございますが、委員おっしゃるとおり、8月6日、7日、この役場前でやりました、あつけしでたのしまないと実行委員会、これは商工会青年部が中心となってやったイベントでございます。そういった中では、これに対して、町といたしまして、200万円を助成したということでございます。

イベントとしては、令和5年2月、こちらにもイベントがあります。イベント内容でございますが、昨年も実施しておりますが、花火を打ち上げるということで、今のイベント内容、実行委員会からいただいている内容では、花火大会、それと写真コンテスト、またキッチンカーということで、いろいろとものをつくる車がそちらに出向いて、そのようなイベントを商工会青年部、たのしまないと実行委員会で行うといった内容でございます。

●委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

- 南谷委員 答弁漏れあったのです。2回目ですから。1回目の実行委員会、今僕が聞いたのは、全体で270万円の総事業費なのですけれども、既に終わっている部分でどのくらいかかっているのですか。これからの部分でどうだろう、分けることはできないのでしょうか。全体で270万円だよと、こういうことなのでしょう。その辺についてはどうなのかなと。既にもう終わった部分と、これからやるという部分も財源というのは、全体で270万円だということか、積み上げているものがあると思うのです。今回200万円計上されて。

それと、花火大会をされる。そうすると、今年は一般の町民というのですか、花火、10月に実施される。そうしたら、今年度は2回、町民は花火を見れると、このように思っ
て構わないのかなと。

それから、今の答弁で写真コンテスト、花火大会、キッチンカー、このキッチンカーはどこで、花火大会の日にキッチンカーを出すのでしょうか。キッチンカーについて、もう少し詳しく説明してください。

- 委員長（室崎委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 答弁漏れがございまして、大変申し訳ございません。

まず、全体の事業費でございますが、たのしまないと実行委員会、こちらから来ているのが270万円ということで、まず、こちらの経費、そして花火大会の経費ということで、すみません、事業全体で270万円ということで、自分たちの自己資金というのが70万円あるということで、これも含めて町に200万円ということで、細かい内容がちょっと申し訳ございません、示されていなかったということで、大変申し訳ございません。

それと、花火大会、10月1日、町民花火大会ということで上げさせていただきます。こちらのほうも、実際は今回20回の記念ということで、当初予算にこのまちおこし補助金、実際にはもう200万円計上しております。この200万円を町民花火大会に充当させていただくと。そして、今回、補正予算でたのしまないと実行委員会、6月の定例会終わってからです、たのしまないと実行委員会から申請が来ましたので、流用で対応させていただいて、今回の9月の補正の計上とさせていただいたという内容でございます。

それと、キッチンカーであります。今回、この役場前でもイベントしたときに、同じように、町外の方でございますが、いろいろな車の飲食と思われる車が来まして、これをたのしまないと実行委員会、予定でいきますと令和5年2月ということで、そちらの花火大会に合わせてキッチンカーが来るということでございます。

- 委員長（室崎委員） 10目、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

11目財産管理費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 12目車両管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 14目厚岸大橋開通50周年記念事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 15目諸費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3項1目戸籍住民登録費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2目諸費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2目心身障害者福祉費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4目老人福祉費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7目自治振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 10目諸費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目児童福祉施設費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 目児童館運営費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目諸費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目墓地火葬場費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目水道費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 目諸費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項環境政策費、1 目環境対策費。。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目ごみ処理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目下水処理費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 目農業振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 目農地費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目牧野管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 目農業施設費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8 目農業水道費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項林業費、2 目林業振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目造林事業費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 項水産業費、2 目水産振興費。
11番、中川委員。

- 中川委員 ここで質問したいのですけれども、節と説明にあります赤潮対策についてですけれども、町長に質問したいのですけれども、町長、お許しをいただきたいのです

が。我々、先般、組合の理事会で、組合長が管内の組長で、この赤潮対策について国のほうに陳情に行ってくれたそうなのですが、その内容、差し支えなければ、お話ししていただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 赤潮対策の東京要望の件で、よろしいでしょうか。東京の要望の件でよろしいですか。すみません、東京での要望の件で、よろしいですか。

赤潮対策の東京要望については、町長が入院中だったので、私が代わりに行かせていただきましたので、代わりにお話をさせていただきたいと思います。

北海道副知事を中心に関係市町村、根室から日高まで、管内まで含めて、要望をさせていただいたところでございますが、その要望の内容につきましては、赤潮ではウニ、ツブ、サケ類に大きな被害が昨年発生したということで、その回復には数年かかるということでございまして、北海道が7月にロードマップを作成しております。それに基づきまして、5点要望させていただいております、北海道全体として。

一つ目は、赤潮発生のメカニズムの調査研究とモニタリングへの支援ということでございます。

二つ目としては、環境生態保全緊急対策事業の継続をお願いしたいと。

三つ目は、ウニ漁業の漁業共済への追加、それから漁業収入安定対策の充実・強化。

四つ目として、生産の回復や収益性の改善に向けた支援事業の創設ということです。

五つ目としては、これら4項目に対する支援の予算の確保ということで、道東については、釧路管内については、私、代表して行かせていただきましたので、説明の分担をしまして、私のほうからは特にウニについて、ウニの資源回復について、昨年同様の支援をお願いしたいということで強く要望させていただいたところでございます。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございませんか。

5番、南谷議員。

●南谷委員 5款3項2目水産振興費でございます。私も赤潮対策なのですが、負担金として638万7,000円の補正計上がなされております。当初予算の赤潮対策であったと思うのですが、今回補正計上されているのですが、どの事業にどう増額されるのか説明をしていただきたいと思います。

それから、もう1点なのですが、今年の春のウニの放流事業まで助成が可能だったと伺っているのですが、この辺についても、今回の予算も含めてどうなっているのか。また、ウニ部会の皆さんとすれば、秋放流、今後についても、たしか要請活動をしていると思うのですが、この辺の見通しについても説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えをさせていただきます。

まず、予算のほうの補正額の638万7,000円の関係でございますが、これにつきましては、当初の国の事業に載せてある事業のほかに、実はこの事業が始まった後に、各種要望を受けまして、国のほうと地元漁業者の意向を一部汲んでいただいた部分がございます。その内容につきましては、いわゆるウニの種苗を放流した海域に対しまして、いわゆる昆布以外の海藻を除去しなければ、まだ弱い小さなウニの餌が確保できないという視点から、岩盤清掃によるウニ漁場の整備ということで、この補正額のうちの520万4,100円ということで、主に岩盤清掃を事業の対象にさせていただいたものが大きな要因となっております。そのほかの残りの部分につきましては、当初より予定しておりましたウニ殻の除去という事業とホタテの殻等の除去というものが、そもそも対象になっておりましたが、それぞれ事業を実施した中で、結果として不足分が出まして、国の対象となりましたが、15%が町の義務負担となっておりますので、その分を合わせまして638万7,000円ということになってございます。

それと、種苗の補助の対象の関係でございますが、まずは今までに行われている国の対策では、今年の春の分までということになっております。先ほど、副町長から答弁あったとおり、北海道を通じて中央要請等を継続している段階であります。現段階では、漁協ともいろいろお話をした中で、道庁のほうにいろいろ情報を求めている段階ではあります。秋の種苗の分については明解な回答がまだ国から下りてきていないという段階でございます。ただ、組合のほうといたしましては、今の段階で10月下旬、それと11月には、まずは準備をしている、国の補助が間に合わなくても、まずは放流をするのだというような予定は伺っております。

北海道のほうには、いわゆる遡及ができるのかとか、間に合うような形でできないのかというお話はさせていただいておりますが、そこについては、まだ道のほうで国のほうと調整をしておりますし、その情報、漁業共同組合のほうにもしっかり伝わっているものと伺っておりますので、いずれにしても、その動静を見ながら、この部分の対応、どのような支援が必要になるのかについては、もう少し見極めた中で考えてまいりたいと思っておりますし、ちなみに、令和5年度以降につきましては、令和3年度補正、令和4年度の事業とは別に、形を変えてでも支援をいただけるようなお話が提案されてきております。そこらを実際に行う漁業者の皆さん、それと、それを取りまとめる漁業協同組合の皆さん、それと町と北海道連携しながら、対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 5番、南谷議員。

●南谷委員 大変、明解な答弁をいただきました。ありがとうございます。

秋種苗についても、まだ不確定であるけれども、一生懸命努力をされているし、令和5年度以降の分についても働きかけをしているということでございますから、漁業者にとっては死活問題であります。厚岸町だけの問題ではなく、管内一丸となって、ぜひ、漁民に負担が少しでも軽減になるように、町としても管内の首長と歩調を合わせて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 管内の特にウニに関しましては、釧路町、浜中町、それから釧路市の一部、釧路東部漁港になりますけれども、その関係市町村の長と連絡を取らせていただいて、今後も予算確保のため、努力してまいりたいと考えております。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

5目養殖事業費。

1番、竹田委員。

●竹田委員 5目養殖事業費でお尋ねします。

日本国内の全体で、地元産という商品に関して不足が生じたために、偽造という問題があって、国民全体も本当にその商品が地元産なのかどうなのかという懸念を抱くような事件がありました。そういったことから、カキ種苗センターにはDNAの解析器があると聞いています。DNAの解析器、どのような効果を得てやっているのか。解析器が当初から見ると、数年たっているわけですがけれども、購入されたときの解析器の使用量と言うのですか、どういったことで使っていて、今現在どうなっているのか含めてお聞かせ願いたいと思います。

また、このDNAの問題で、生まれも育ちも厚岸産と、カキえもんとブランド化されました。この商品、またその厚岸産のアサリ、これらについてもDNAの解析、データによる保存、しっかり厚岸町としてやっているのかどうなのか、この辺を聞きたいと思います。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時45分再開

●委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。

5目養殖事業費です。

水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 大変貴重な時間、大変申し訳ございません。

まず、今お話されているのは、今回の補正の、DNAのほうということでよろしかったでしょうか。

DNAの機械につきましては、当初、町のカキセンターにおいては、いわゆる町内にある各海域にある親貝の地元産、地元のものだと、古来よりあるものだというものを確認したり、どの部分にあるような親貝が、例えば有益なというか、強いカキなのかとか、そういうものを分析するための目的で導入したものであります。

現在もそういうカキセンターで製造したり、様々な、例えば厚岸湖内のこの場所に種苗を置いたらどの程度の成長率があるのか、生産率はどうなるのかということをやりますが、そういう調査等にも一部使っているということでもあります。

ご質問の中身としては、産地偽装のお話が出てきたかと思いますが、出荷につきましては、漁港の市場を通じてやっている部分がありますし、漁港のほうでは、ちょっと私、今ここで答えきれない部分ありますが、漁業者の部会の中でそれぞれ取り決め等があると思います。その中でどのようなチェック機能があるのか、ちょっと申し訳ありません、今は即答できないのですけれども、当然、部会の中でこういうものはこのように出すという取り決めが、漁業者としてあると思っています。アサリにつきましては、どこから輸入しているかどうかは、申し訳ありません、今現在は確認しておりませんが、通常は増えて、増えて、管理がなかなか大変だというようなお話も伺っておりますので、その部分については自然繁殖という部分ですと来ておりますので、そういう形で認識しております。

したがって、この機械を当初の目的どおりカキセンターの業務には使用していますが、現段階で漁業者、漁協等の中では、そのようなお話をちょっとしていなかったものですから、現在はそういうことはしておりません。

●委員長（室崎委員） 1 番、竹田委員。

●竹田委員 産地偽造を厚岸がしているのではないかと、そういう話ではなくて、厚岸町はちゃんとしてやっていると言っていると皆さんも承知をしているし、自分もそう思っています。今、課長がおっしゃったアサリについては、増えて増えてどうしようもないのだという、そういう話ではなくて、産地偽造が起きてから、消費者、購入者、こういう方、ふるさと納税の問題も出ました。そういうことで、過敏になっている部分があります。厚岸町の第一次産業の中でも、今、本当に沿岸漁業で漁業を支えているというのは、アサリとカキ、厚岸町が群を抜いているのです。そういった部分で、これからどうなるかも分からない、今は安定的に供給できて、すごいことになっているかもしれないけれども、いつ何時どうなるか分からない。そういったときに、アサリもカキもしっかりとした厚岸町の生まれ、厚岸育ちのものだよということを証明できるもの、それはカキには、今聞いたとおりあるかもしれない。アサリについては、ないのであれば、きちんとしたデータ保存というのですか、分析をして、取っておくべきではないかと。保存をしておくべきではないかと。安心・安全な商品を提供することによって、今、必要不可欠なことであると私は思うのです。それをもしやっていないのであれば、アサリの部分もきちんとやってもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） アサリの部分につきましては、組合でも地元のアサリをアサリエモンということでブランド化されています。その段階で、先ほど申し上げたとおり、ここで私、確認できていない部分がありますので、そこはご了承いただきたいのですが、組合自体で今おっしゃられたような確認をしているのかがちょっと分かりませんが、その辺りについては確認をしまして、その必要性があるのかどうか、まずはそのお話を確認させていただきたいと、このように考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 5目養殖事業費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

7目全国豊かな海づくり大会推進事業費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、6款に入ります。

6款1項商工費、1目商工総務費。

1番、竹田委員。

●竹田委員 商工費1目商工総務費でお尋ねします。

労働ということなので、雇用に関してちょっとお聞きしたいと思います。コロナ禍で職をなくす、または転職をするということが社会問題になりました。厚岸町としては、様々な職があるわけですが、これらについて、特にコロナ禍で苦勞している、または一時的に職をなくするといったことで相談を私も受けました。

厚岸町として、このコロナ禍で、例えば職をなくして、この厚岸町から転居するといった形や、また転職をしなければならない、またはどのような職業が一番ダメージを受けて、どのくらいの規模のダメージを受けたのか。これらのことを、まだコロナ禍が完全に収束していないわけですから、厚岸町としてこれらのデータをきちんと把握しておくべきだと私は思うのですけれども、それについてお答え願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

失業、転職の関係でございますが、私ども、3か月に一度、調査をさせていただいてるところであります。その中で、やはり従業員の削減、雇い止めを実施したかといった事業者については1件ございました。業種を言ってしまうと、ちょっと特定されるので、ここでは控えさせていただきます。そういった中では、3か月に一度、調査してい

ます。どのような業種という意味では、今の、ちょっと特定されるのでお答えできないのですが、こういうデータというものは、これまで13回やっていますので、蓄積というものはしてございます。これらを参考に、今後の手だてと言いますか、そういうものはしていきたいなと思っております。

●委員長（室崎委員） 1 番、竹田委員。

●竹田委員 アンケート調査、商工会をもとにしてやったと思います。これって漁師関係の様々な職業あります、漁師さん。これらについても、様々な職種に、末端まで、商工会通じてアンケート調査ってしていますか。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） この調査ですけれども、商工業者のみ調査をさせていただいておりまして、漁業者、そして農業については実態としては調査はしてはございません。

●委員長（室崎委員） 1 番、竹田委員。

●竹田委員 僕聞いたのは、労働だから、厚岸町において全域なんです。商工会で商工だけやったということでは話にならないです。多分、ここの議員も全部そうだと思うのですけれども、漁師さんが今回のコロナで相当厳しい、赤潮対策も含めて、相当ダメージを受けています。一時的に漁をしても漁がない。漁をして獲ったとしてもコロナの影響で、各居酒屋、商店、スーパー、売ったとしても売れない、そういった部分で制限もされてきた、そういうダメージというのを商工観光だけで調べているのだということにはならないと思います。だから、僕は頭に労働という部分の雇用についてと頭に申し上げて質問したのですから、厚岸町全体のことで今回のコロナ禍の問題でどれだけの雇用の問題が起きたのかということをしつかりとやってもらいたい。今後、こういった事態が、今少しずつ収束しようとしているこのコロナ禍。これがまたパンデミックになるかもしれない、また収束するかもしれない、何年後かにまたこういった別なウイルスがやってきて人間社会を脅かす、そういう事態になるかもしれない。そういったときに、こういったデータをきちんとしておくことによって、厚岸町がどうそれを捉え、どういう対処をしたらいいのかということのデータになると思うのです。その部分、きちんと厚岸町として捉えてほしいと思うのです。いかがですか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 雇用という全般の問題を指摘されたわけでありましたが、厚岸町といったしましても、コロナ対策の中でも経済対策という新たな部分もあるわけでございます。コロナ禍では経済ということで、いろいろと産業全般にわたる対策をさせていただ

いておるわけでありましたが、雇用のことにつきまして、各団体、農業であれば農協、水産であれば漁組、森林であれば森林組合という組合団体と連携を密にしながら、いろいろな状況を聞いているわけでありましたが、商工業については、先ほど担当課長からるる答弁をいたしたわけでありましたが、しからば水産について、農業について、森林について、どういう状況になっているのかということについては、それぞれの課において把握しているかどうか、私の立場からすれば、総体的な話に相成りますが、経済対策と労働という別な問題等、ちょっと私どもあまり把握していない現状、商工業については実態調査しておりますが。

ですから、そういうことで、各そのほかの団体とさらに連携を密にしながら、それらも含めたものを対策として講じていかなければならないという気がいたしますので、以上、私から総体的な、それぞれの各種団体の中においては、産業別にそれぞれの担当課から答弁させますので、よろしくお願いしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） まず、私のほうからは農業、漁業、農業の中のしいたけも含みます。それぞれ、今町長の答弁にあったとおり、漁業については漁業協同組合、農業については釧路太田農協、しいたけについては各生産者と、それぞれの係、当然私もそれぞれの団体の方から常時そういうお話を聞くようにはしております。

こういう影響が出た後に、実は事業継続計画ということで、いわゆるBCPと呼ばれるもの、例えば酪農の課の方にそういうことが発生した場合、どのように対処するのか、いわゆる労働を止めないためにどうするのか。一例を挙げますと、農協の場合は、例えば道の普及センター、釧路太田農協、それと私どもと関係する、あと共済組合、こういうところでどの部分をどこが担って、仕事を止めないようにするのかというマニュアルをつくっております。漁業協同組合のほうから伺っている部分でいきますと、例えば売れない場合、漁価に、魚の場合、魚介類については獲れすぎると価格が下がるですとか、今言ったように流通が滞ると高くはなるけれども数が出ないとか、そういうこともありまして、それぞれの部会でそれに対する、例えば出荷制限ですとか、売り先の情報交換だとか、そういうことをされていると、こういうことが発生した場合にどうするかというようなことがあると伺っております。

しいたけのほうにつきましては、個人の事業者と少なくとも2か月に1回とか、出荷のタイミングがありますので、その都度お話を聞きながら、いわゆる経営状況はどうかと、何かあったときはどうするのかというようなお話もさせてもらっていますので、そういうものも生かしながら、改善すべきところとか、更新すべきものは今のご意見含めまして考えてまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） 今、水産農政課長からあったのですが、町全体の労働ということですので、これについては関係する課と連携しながら、労働という意味で、厚岸

町の労働という意味で連携して、そういうデータ蓄積というものを今後していけたらと思っております。

●委員長（室崎委員） 1 番、竹田委員。

●竹田委員 厚岸町でも様々な分野で、いろいろなことでアンケートを取ったりしています。ただ、アンケートというのは、やはり100%汲み取るということが難しい、アンケートによって何をどう捉えるかという趣旨を、一生懸命アンケートの問題点を聞こうとして、一生懸命問いをつくるのですけれども、その問いに対して、本当に丸、バツ、三角、またはコメント書く欄もあるけれども、本当に厚岸町の住民が、今ここ本当に困っているのだという部分を作文のように長々と書かないと、なかなか、本当に働いている雇用者の声を自然に聞くということが、アンケートの中では非常に難しい部分があると思うのです。それはご理解いただけたらと思うのです。

自分もそのアンケートが来たときに答えようと思っているときに、実はそのアンケートのアンケート自体に問題ある部分があるのです。だから、答えようとしても答える部分が、アンケートの問題によっては3割、4割しか答えることができないし、全く違うなという部分もあるし、なかなか難しい部分がアンケートの中にあると思うのです。それを克服するためにはどうするかといったら、やはり聞き入れ調査なのです、個人個人の。会社にとっては社長の意見もあるし、雇用者の意見もあると思うのです。これ、両方聞かないといけないと思うのです。大体アンケートを取ろうと思うときには、会社の代表者のところに行くのです。そうすると、末端の雇用者という雇い入れ者の意見というのは、なかなか聞くことできないのです。そういった部分については、本当に末端のソフトの部分も聞き入れるような、そういったアンケートをしてくれという、そういう難しいことは言ってないのです。末端の声を本当に汲み上げられるような、町民の声を吸い上げられるような、そういった具体的に何をというの、これからいろいろ調査してやると言っていますので、ぜひお願いしたいなと思います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

商工業については、先ほどお話いたしました。商工会と町で連名でそれぞれアンケート調査をいたしております。しかしながら、どういう状況になっているかという雇用問題、労働含めて、やはり1件1件、厚岸町が回れるのかということになりますと、事業者においても、生産者においても大変なことであります。そういう面においては、やはり団体にしっかりとそのことを調査いただいて、そして町と連携を取りながら、その対策を講じていくということが私は大事なことでなかろうか。やはり町だけでその責任を負いながら実態調査をするということは、大変なことです、実際は。これは今回のコロナ対策のみならず、町の施策についてもそうなのです。町は町で、第6期総合計画に基づいて、その行政を推進しているわけではありますが、やはり何と言いましても団体の、町民の声というものも重要でありますので、これからの中で、今ご質問のありました件

につきましては、各団体とさらに連携を密にしながら、今の質問がありましたことについて、さらにしっかりとやっていくということでお許しをいただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 1 目商工総務費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。
3 目食文化振興費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 4 目観光振興費。
8 番、金子委員。

- 金子委員 4 目観光振興費の中のふるさと納税についてお尋ねいたします。

9 月 1 日に議員協議会の説明資料で、ふるさと納税返礼品協力事業者の登録取消に伴う未発送商品の対応に関する説明資料、説明を自分を読ませていただいて、大体概要は理解できました。その上で 2 点お伺いさせていただきたいと思います。

この資料をつくってから、現在までに何か進捗というか、進んだことがあれば、まずお聞きしたいのが 1 点と、もう 1 点が未発送件数が 1,177 件、1,177 人かは分らないですが、結構な、1,177 件も返礼品を送っていないという状況が発生して、納税していただいた方の期待をすごく裏切った結果になってしまったと思います。この部分の未発送返礼品が出るというのは、何か送り間違ったりして、そういうこともあると思うのですが、これだけ大きな件数になってしまったことについて、町に何か過失、この対応について過失があるとお思いかどうか、そのあたりを 2 点お伺いしたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） まず、進捗状況で言いますと、今、未発送であった方々に対して代替品か、もしくは寄附を返金するかという調査ということで、これは議員協議会のほうでもご説明申し上げたところでありますが、現在、回答が、すみません、9 月 12 日現在でございますが、回答が 95.7%、これは件数で言いますと 1,049 件ございまして、まだ連絡がつかない方が 48 件ほどいらっしゃいます。回答をいただいたうち、代替品希望される方が 965 件、84.5%、寄附の返金を求めている方が 128 件、11.2%ということであります。代替品を希望された方については、順次、希望された代替品のほうを郵送をしているというところであります。

町の過失ということでございますが……。

- 委員長（室崎委員） 委員会を休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

- 委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。
副町長。

- 副町長（石塚副町長） すみません、答弁が行き違いまして。

町の過失についてですが、今回のケースにつきましては、他の市町村で町内の事業者による産地の偽装があったもので、厚岸町において偽装がまずあったわけではございません。町の過失というのは、私どもはないと考えております。

ただ、そういった事案が道内で発生しましたので、そういった事業者を厚岸町のふるさと納税で使うということにはなりませんので、事前にご寄附をいただいた方々に、そこで取り扱っているものは出せないということで、代替品もしくはご寄附をいただいた部分の返礼ということで相談をさせていただいて、結果、送る部分が発送できないという事態がありましたので、そういったことに誠実に対処させていただいたということでございまして、決して厚岸町がふるさと納税の未発送に対して過失があったとは考えてございません。誠実に対処させていただいているということでございますので、ご理解願いたいと存じます。

- 委員長（室崎委員） 8番、金子委員。

- 金子委員 副町長にご答弁いただいたように、やはり業者が送らなかったことが全ての原因で、それによって受け取る方、返礼品をもらえんと思っていて、ずっと待っていて、受け取れなかったという状況だと思うのです。ただ、私が厚岸町に過失がどうかという話を聞いたのは、件数がまず1,177件とすごく多いのと、期間が平成3年度、4月、昨年3月、4月から今年の事件が分かるまで6月、1年3か月もあったわけですね。その中で、自分も一般質問させていただいたのですが、町の答弁の中に、ふるさと納税管理システムにおいて、答弁の中でも毎日状況を確認していると、注文状況、発送状況、そのものを確認しているというお話で理解していたのです。そうなったときに、6月の、事業者から、説明資料を読むと、申し入れがあつてこういうことになったと説明資料の内容を自分は理解しているのですが、もっと早く町側で、え、何でこんなに未発送の商品あるのだ、何かおかしいのではないかともっと早く気づいていれば、1,177件という件数にならないで、もっと少ない件数になって、返礼品もらえるものかなかなかもらえないということにならなかったのではないかなと。その管理システムに、町に何か落ち度はなかったのかということをお伺いしております。

- 委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

今回の未発送の部分ですけれども、実はウニの漁期がそれぞれ決まっております、令和3年度から令和4年の8月から発送といった返礼品をご用意をさせていただいたというところでした。既に寄附をいただいて、6月にその事業者、事業取消ということになりましたので、ウニが発送できなかったということですのでございます。大体の商品ですけれども、期限がないものは直ちに発送をしているところでありまして、寄附の希望者によっても、いついつ送ってくださいというものもあるのでございますけれども、そういう商品もありますので、ご理解をいただければと思います。

●委員長（室崎委員） 8番、金子委員。

●金子委員 ということは、この1,177件の未発送商品というのは、ウニの今年の8月から発送するというのを昨年の4月1日とかの申込みでも1年3か月待つというふるさと納税の内容の寄附だったということですか。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） その品物単品で送る場合と、あと頒布会と言いまして、定期的に、段階的に商品を送るものがあります。例えば、1年かけて8回送るだとか、そういう商品もございますので、そういうこともありまして、昨年度からの未発送の部分というのがございます。

●委員長（室崎委員） 8番、金子委員。

●金子委員 そうですか、分かりました。それが具体的に何件か、全部が全部ではないと思うのですけれども、私がこのことを言わせていただいたのは、一般質問にもかぶるかもしれないのですが、ちゃんとしたルールづくりが厚岸町自体、このふるさと納税制度に対して、何か曖昧なもので動いているような感じがして、力をその部分に入れているのか疑問を感じたもので、やはり今回のこういう事件が起きたときに困るのは厚岸町の返礼品業者もそうですし、納税してくれた方の期待をすごく裏切るというのは、すごく厚岸町にとって大きなダメージだと思うのです。ですので、今後こういうことが起きないためにはどうしたらいいか、今回の件に関して町に何も過失がなかったという考えであれば、それはそれでいいのですけれども、同じことが今後起きないようにどう対策するか。そのためにはルールをつくって、そのルールに則った対応をしていくということをして、寄附額もすごく大きい事業なので、今後進めていただきたいと思います。質問させていただいた次第です。どうお考えでしょうか。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 今回、他の町であの事件を起こしてしまっただけということで

ございますが、年に2回、事業者の説明会というものを開催させていただいております。そういった折にも、まず、今回こういう大きなことが起きてしまったということもありますので、改めまして、事業者に対して、品質の管理ですとか、そういったものについてお願いをしていきたいと思っております。

あと、ルールづくりということでもあります。確かにちょっと不足している部分というの、自分、今担当して1年半程度たちますが、もうちょっとこのように、明確にしていっていいなということも確かにありますので、そこら辺については、今後検討させていただいて、本当に誤りがあっては大変でございますので、そこら辺については検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

5番、南谷委員。

●南谷委員 6款1項4目観光振興費でございます。

私は、ふるさと納税推進業務委託料811万9,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

ふるさと納税の推進業務を委託される、9月1日に議員協議会で粗々説明を受けました。今日は委員会でございますから、改めてお尋ねをさせていただきます。

委託業務の目的は読ませていただきました。理事者側の考え方、これについては目的の中に網羅されているのかなという判断をさせていただきました。いい、悪いは別にして。何点かお尋ねをさせていただきますが、まず、私が感じるには、業務委託をすることで、より推進されると、ふるさと納税の取扱いが伸びると、こういうことに期待に基づいて、今回こういう判断に至ったと判断していますが、私が感じるには、業務を委託する部分、何と何を観光協会のほうに委託するのかが明確ではない。私が執行者ではないわけですから、どの部分を観光協会に委託するのだろうと、非常にはっきり僕の頭の中では整理がつかないので、資料要求をさせていただきました。提出されますので、この内容について、金額も含めて、簡潔に説明してください。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 資料でございますけれども、あまり詳しい積算というものについては、今後見積合わせという段階も踏まなければいけませんので、ご容赦いただきたいと思っております。

まず、人件費については、問い合わせの対応、協力事業者のサポート、返礼品の開発、返礼品の登録、案内の送付、申込書の登録、レビューの発信、メルマガの発信、そして実績報告書の作成・送付ということで、この人件費として173万6,500円という数字でございます。月平均にしたら28万9,416円ということになります。また、通信運搬費、これについては、希望者からパンフレットとか送ってこないかといった折りに送付する郵送料ですとか、あと、先ほど実績報告書、昨年の実績報告書を送る際の郵送料、これについては297万2,800円でございます。印刷製本費については、昨年度の実績

報告書の作成と。あと、ふるさと納税のパンフレットの印刷ということで、これについては40万9,000円ということになってございます。あと、広告料でございますが、ふるさと納税サイトですとか、見ますと、よく〇〇町、〇〇市のふるさと納税、バナーというものがありますが、そういう広告とか、あと新聞等によりますけれども、そういった広告宣伝に関わる部分ということで300万円ということでございます。この業務について、委託をするといった内容でございます。

●委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 これ、たしか半年分の積算ですね。人件費、通信費、印刷製本費、広告料、半年で811万8,000円、こういう計上なのですけども、全部実費みたいなものです。観光協会に業務委託をしますよ、観光協会の、私もし観光協会の立場であれば、利益が少ないのではないのかなと、自分たちが。一生懸命延ばすことによって、観光協会として発展していく、自分たちの財源になっていく、そういうものが見えないのです。観光協会は、そこら辺の関係が、例えば一生懸命取り扱うとこのうちの何%くらい観光協会の収益になるよ、観光協会は収益を目的をゼロとしているのかどうかは分からないのです。やればやるだけ、やはり業務を一生懸命やるよ、これでは観光協会の人、任された人もたまらないのではないのかなと。一生懸命やることによって、これだけ収益あるぞ、こういうふうになっていくぞというものが見えなければ、私は大変ではないのかなと、伸びないのではないのかなと、まずこれが1点です。この辺については、まずどうですか。この件についてお伺いさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

人件費の中に、協力事業者へのサポートということとか、あと返礼品の開発とかございますが、これについては、先ほどちょっと細かい数字はということでお伝え申し上げたのですが、これについては成功報酬という言い方はあれですけども、実績に応じて、頑張った分、お支払いするといった内容でございますので、全く実費といった意味ではないのかなと私どもは捉えております。

●委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 僕にすれば、この説明だけでは読み取れないのだ、はっきり言って。でも、そういうものが含まれていると、こういう理解をさせていただきました。どうも、契約を、業務を委託するよ、現在、観光商工課、観光と、それから商工、二つの部分を見ています。さらにふるさと納税をやっているから、三つ、実際業務を所轄している。そういう中で、大変な業務をされていると理解をしております。今回、ふるさと納税を、町長の肝煎りかもしれませんけれども、伸ばしたい。私どももふるさと納税が伸びることは、町にとって今大事なときでありますから、伸びるための施策として、こういう方策

を取られたのかもしれないのですけれども、まず、説明資料いただいたので、私なりに何回も読ませてもらったのですけれども、今回、予算計上されておりますけれども、業務委託契約を結ぶわけですね。この仕様となっているのですけれども、役場の制度上、観光協会と厚岸町は書類上、どういう契約なのか。これ、仕様となっている。業務委託仕様書案になっているのです。だから、その辺分からないので説明してください。

- 委員長（室崎委員） 委員会を休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時33分再開

- 委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。
観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） 貴重な時間、大変申し訳ございません。

議員協議会でお配りさせていただいたものについては、仕様書ということでございまして、その段階ではまだ契約書のほう、調整中でしたので、提出はさせていただいておりませんでした。ご提示はさせていただいておりませんでした。今後、この議会で可決後、委託契約をもって契約をするということになりますので、ご理解願います。

- 委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

- 南谷委員 委員会ですから何回でもいいですよ。なるべく3回で。

契約書というのは、議員として、予算計上されています。予算を承認すれば契約書は理事者側のほうで自動的に契約できるのですか、その辺の仕組みについて教えてくださいということを言っているのです。契約書というものについては説明、仕様書だから。いつ、誰と誰が契約をされるのか、この辺についての手順。どういう形で契約されるのか。僕にすれば補正予算で、ここで、これについてやりますよ、契約しますよ、ということなのけれども、中身についてはこういうのだということは分かっています。これについては聞いていません。

ただ、少なくとも、観光協会、団体です、団体と町が契約書を結ぶわけですから、業務委託するわけだから。その辺がどうなっているのかなと。僕の頭ではちょっと理解ができなかったものだから、きちんと、責めているのではないのですよ、こういうことですよということをきちんと説明、まず予算計上されているわけだから、少なくとも、私はいついつ、こういう契約を結びますよということになっていると思うのです。いかがですか。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 説明が大変分かりにくいもので申し訳ございません。

手順ということでございますが、予算可決後に観光協会、相手先になるのですが、これについては、地方自治法施行令第167条の2の2項によって、これは随意契約というものを考えております。まずは町のほうで業務の委託についての起案というものをまず起こさせていただきます。そして、観光協会のほうに委託料の見積、こちらを提出いただいて、予定価格と比較し、その範囲内であれば決定ということになります。その後、観光協会と業務委託契約を結び、10月1日から業務の委託ということになりますけれども、9月下旬、最終週をめどに契約締結ということで現在のところ考えております。

●委員長（室崎委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 ややこしいこと聞いているのではないのかわ。単純に言えば、議会の議決承認とかいるのですか、どうですか、こういうこと聞いている。全然、議会には関係ありませんよ、説明あったから終わりですよ、こういうことなのかどうなのか、そういう手順を聞いているのです。

それと、たまたま僕、観光協会の会員になっているのです。そうしたら、臨時総会の案内が来ました。法人化するよと。今、まさに業務提携するところが形が変わるので。それが臨時総会の案内が来て、僕は欠席と出したのです、都合が悪かったものだから。そうすると、僕、反対しているわけではないのですよ。全然その辺の形が今、臨時総会で法人が代わることも含めて、進めていることと、僕の頭では疑念を生じるのです。やはり、きちんとそういうことも説明していただかないと、町の中で、おいおいと、こういうことではまずいと思うのです。やはり、きちんと手順を踏まなければ、私は町民からいらぬ誤解を招くし、きちんとやっていただきたいと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） まず、契約の関係ですけれども、予算がないと契約ができませんので、先ほど言った手順で進めさせていただきたいと思います。

あと、協会の法人化という意味でございますが、数年前から組織強化について、もう何年にもなりますけれども、考えていたと言いますか、課題となっていたのですけれども、タイミング的にこの業務、大きな業務もあります。元々協会の組織強化ということで動いておりまして、これを機に、これを機にといったらあれですけれども、ほかの業務もありますし、委託する部分というのも、今後儲ける観光協会というか、そういうのも以前からちょっと話にはなっておりましたので、その関係で今回法人化と、組織強化のための法人化というものを観光協会のほうで動いているということでございまして、9月下旬をめどに法人化ということで目指しているというところでございます。

●委員長（室崎委員） 5 番、南谷委員。

●南谷委員 僕の案内表来た、僕の記憶は定かではないのだけれども、今回、法人化をいたします、その臨時総会の案内、内容については記憶ありません。だけれども、1 件、まだ締結していないわけだから、法人化された観光協会と締結をすると、こういう手順になると思うのです。そうすると、町の中では法人化するために、今、課長の答弁ですと、法人化することが悪いかいいか別です、これ。そのために臨時総会まで開いてやるのではないのかと、こういう風評が広がってしまうのではないですか、タイミング的に。そっちのほうは別の話だから、本題に戻らせていただきます。

ふるさと納税を伸ばすために、理事者としてもいろいろ少数精鋭で頑張っていきたい。苦肉の策というわけではないですけれども、一番いい方法で選択をされて、今回予算を計上されたと思うのです。それがいいかどうか、私はどっちかといえば、むしろ担当課で頑張ってもらいたいという思いです。でも、むしろ、行政経験豊かな皆さん方が思案して、こういう方法がもっと伸びるだろう、こういうことで取り組まれようとしているわけですから、そのことについては反対はいたしません。だけれども、もし、今後、契約をして、いろいろやっていく上で、いろいろ課題が出てくると思うのです。このようにしたほうがいいのか。そのときには、やはり、逐次とは言いませんけれども、よりよい、お互い、双方がよくなるための業務提携でなければならないと思います。その辺についての考え方というのですか、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 貴重なご意見、いろいろとありがとうございました。

今回のなぜ観光協会に委託を予定しているのかということになるかと思いますが、実はご承知のとおり、厚岸町のふるさと納税は、今年で15年目を迎えます。そういう中で、当初は総務課にお願いしておったわけでありまして。このときはまだ返礼品というものがなかったわけでありまして。返礼品が始まったのは、平成28年度であります。そういうことで、総務課から総合政策課に移行したと、ふるさと納税の担当を。その後、観光商工課という今日を迎えておるわけでありまして、お話いたしましたとおり、おかげさまで9億何某のふるさと納税に令和3年度はなっておるわけでございます。私は、ふるさと納税、今日の地方自治体の状況、特に厚岸町におきましては、国の対策というものは、ますます厳しく相成っております。そういう中で、やはりふるさと納税を貴重な財源として町づくりをしていかなければならない。ということは、ふるさと納税をいかに増やしていくか、これが大きな今日の課題になっておるわけでございます。

議会でもいろいろ論議ありました。あそこの町は幾らになった、ここの町は幾らになったと、厚岸町はなぜ伸びないのだというようなお話も承ったわけでありまして、やはり、いろいろ考えた末に、片手間と言いましょうか、限られた人数で観光、商工、行政をやる一方、ふるさと納税もやるということは大変なことなのです。そういうことで、この際、観光協会に委託をしてノウハウを生かしてもらいたい、そして、ふるさと納税を増やしてもらいたい、貴重な財源にしていきたい、そういう考えも私としてはあるわけ

でございます、どうかそういうことで、今回の委託がご理解いただくとすれば、私は観光協会は、これはふるさと納税だけではない、先ほど法人の問題もありました。ご承知のとおり、昨年、国定公園になったのです。そういう意味においては、観光協会の役割、極めて大きいわけでございますので、やはり、信頼の持てる組織の強化をしなければならない、以前からそういう話があったわけでありましたが、この際、委託をするに当たりまして、やはり法人化の中で町と観光協会が信頼関係がより強くなるであろう、そういうことを考えての、今回のいろいろな委託ということになるわけでございますので、どうかこの点につきまして、私は大きな、委託してよかった、さらにまた、厚岸の産品は素晴らしいものがある、一層、ふるさと納税が維持、拡大されるように、私は期待をいたしておるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 4目観光振興費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。
休憩します。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

●委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。
5目観光施設費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6目諸費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） ここで、昼食のため、休憩といたします。
再開は、午後1時といたします。よろしくお願いします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

●委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。

7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3 項河川費、1 目河川総務費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 4 項都市計画費、1 目都市計画総務費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3 目下水道費。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 8 款 1 項消防費、2 目災害対策費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3 目消防施設費。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 6 目スクールバス管理費。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2 項小学校費、2 目学校管理費。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3 項中学校費、1 目学校運営費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目教育振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目文化財保護費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目博物館運営費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 目情報館運営費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 項保健体育費、2 目社会体育費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目温水プール運営費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目学校給食費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 11 款 1 項公債費、1 目元金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目利子。

（な し）

●委員長（室崎委員） 12 款 1 項 1 目給与費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 2 条、繰越明許費です。

繰越明許費については、5 ページの第 2 表です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 再び、1 ページへお戻りください。

第 3 条、地方債の補正です。

地方債については、6 ページ第 3 表地方債補正と 7 ページ地方債に関する調書補正です。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（室崎委員） 委員会を休憩いたします。

午後 1 時 05 分休憩

- 副委員長（杉田委員） 委員会を再開いたします。

次に、議案第56号令和 4 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお、議案第56号からは、款項で審査いたします。

- 1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正です。
- 4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。
- 6 ページ、歳入から進めてまいります。
- 6 款繰入金、2 項基金繰入金。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 7 款 1 項繰越金。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 副委員長（杉田委員） 次に、議案第57号令和 4 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正

予算を議題といたします。

1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正です。

6 ページ、7 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。

8 ページ、歳入から進めてまいります。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 9 款 1 項町債。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。ございませんか。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 1 ページへお戻りください。

第 2 条地方債の補正です。

地方債については、4 ページ第 2 表地方債補正と 5 ページ地方債に関する調書補正です。ございませんか。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●副委員長（杉田委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 副委員長（杉田委員） 次に、議案第58号令和4年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

6 ページ、7 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。

8 ページ、歳入から進めてまいります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 7 款1 項町債。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 2 項下水道事業費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 1 ページにお戻りください。

第2条地方債の補正です。

地方債については、4 ページ第2表地方債補正と5 ページ地方債に関する調書補正です。ございませんか。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●副委員長（杉田委員） 次に、議案第59号令和4年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 9 款1 項繰越金。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 10 款諸収入、2 項雑入。ございませんか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に8 ページ、歳出に入ります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 5 款1 項介護給付費準備基金費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。ございませんか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 副委員長（杉田委員） 次に、議案第60号令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。
 - 1 ページ、第1 条は歳入歳出予算の補正です。
 - 2 ページ、3 ページは第1 表、歳入歳出予算補正です。
 - 4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。
 - 6 ページ、歳入から進めてまいります。
 - 4 款1 項繰越金。ございませんか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。
次に8 ページ、歳出に入ります。
2 款1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 副委員長（杉田委員） 次に、議案第61号令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量の補正です。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。

6 ページ、令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算説明書をお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

7 ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 6 項保証金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 8 項他会計負担金。ございませんか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、資本的収入を終わります。
次に、資本的支出に入ります。
1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、資本的支出を終わります。
2 ページをお開きください。
第 5 条、企業債の補正です。
次に、第 6 条棚卸し資産購入限度額の補正です。
3 ページと 4 ページは、補正予算実施計画です。
5 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。
8 ページから 11 ページまでは、貸借対照表と注記です。
ございませんか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） なければ、以上で、質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 副委員長（杉田委員） 次に、議案第 78 号令和 4 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。
1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正です。
4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。
6 ページ、歳入から進めてまいります。
1 款サービス収入、1 項介護給付費収入。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、8 ページ、歳出に入ります。
4 款 1 項公債費。ございませんか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） なければ、以上で、質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 副委員長（杉田委員） 以上で、令和 4 年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算 8 件の審査は、終了いたしました。
よって、令和 4 年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時 19 分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 4 年 9 月 16 日

令和 4 年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長